

大阪大学産業科学研究所施設委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所に、施設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、企画立案する。

- (1) 施設整備計画に関すること。
- (2) 施設の運用計画に関すること。
- (3) 環境整備に関すること。
- (4) 構内の交通対策に関すること。
- (5) 光熱水量節減対策に関すること。
- (6) その他施設に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 財務・施設担当の産業科学研究所役員会構成員
- (3) 産業科学研究所選出の大阪大学施設マネジメント委員会委員
- (4) 附属研究施設の長
- (5) 産業科学研究所共通施設運営委員会委員長
- (6) 産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた専任教授 各1名
- (7) 事務部長
- (8) 総務課長及び研究連携課長
- (9) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第6号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会に、第2条第2号、第4号及び第5号に掲げる事項に関し必要な事項を審議するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 交通対策専門委員会
- (2) 光熱水量節減対策専門委員会
- (3) 所内プロジェクトスペース利用専門委員会
- (4) 産業科学ナノテクノロジーセンターオープンラボラトリー利用専門委員会
- (5) 企業リサーチパーク利用専門委員会

2 前項に規定するもののほか、委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

3 前二項の専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、産業科学研究所研究連携課で行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成11年8月1日から施行する。

- 2 産業科学研究所施設委員会申合せ（平成7年1月19日制定）は、平成11年7月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この改正は、平成16年7月22日から施行する。
- 2 この改正に伴い、大阪大学産業科学研究所光熱水量対策委員会内規（平成13年10月25日制定）、環境整備委員会の組織について（昭和54年10月18日教授会申合せ）及び交通対策委員会についての申合せ（昭和59年3月15日教授会申合せ）は、平成16年7月22日をもって廃止する。
- 3 廃止前の交通対策委員会についての申合せに基づき選出された委員及び大阪大学産業科学研究所光熱水量対策委員会内規第2条の委員は、第7条第1項第一号(2)及び同条第1項第二号(2)の委員とする。ただし、任期は、平成17年7月31日までとする。

附 則

- 1 この改正は、平成17年11月17日から施行する。
- 2 この改正施行の際、現に在任中である改正前の第7条第1項第1号(2)の委員は、改正後の第7条第1項第1号(2)の規定に基づき選出された者とみなす。

附 則

この改正は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。